

石綿による健康被害の救済に関する法律
施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求用
石綿が原因であることの根拠に関する報告書（石綿を原因とする肺がん用）

※判定様式の記載は医療機関関係者が行ってください。医療機関関係者以外の方が記載又は追記した場合は無効となります。

患者氏名		男・女	生年 月 日	明治 昭和 令和	大正 平成	年	月	日（才）
診断名				カルテ番号				

- 【石綿が原因であることの根拠】（裏面の注釈参照）
- ※1 石綿が原因であることの根拠となったもの、ならびに確認された所見について□にレ印を付し、該当事項を記入してください（未実施の場合はレ印不要）。
 - ※2 放射線画像については、該当するフィルム又は画像データを添付してください。胸部エックス線画像及び胸部CT画像の所見・検査結果については、放射線科医による診断が可能な場合は、その診断結果を記載してください。
 - ※3 広範囲の胸膜プラークとは、本様式中「（注釈）【判定の考え方について】」におけるイ又はウに該当する医学的所見をいいます。
 - ※4 判定様式第6号又はそれと同等の内容を含む石綿計測結果報告書を添付してください（写し可）。
 - ※5 石綿小体の存在が確認できる複数の標本又は写真を添付してください。

根拠	所見・検査結果	実施日
□胸部エックス線画像※2	□胸膜プラーク □広範囲の胸膜プラーク※3	(西暦) 年 月 日
	□肺線維化所見 □その他 ()	
□胸部CT画像※2	□胸膜プラーク □広範囲の胸膜プラーク※3	年 月 日
	□肺線維化所見 □その他 ()	

上記の胸部エックス線画像または胸部CT画像の所見・検査結果を、放射線科医の診断に基づき記載した場合は、右の□にレ印を付してください。

胸部エックス線画像□
胸部CT画像□

根拠	所見・検査結果	実施日
□石綿小体等	□肺内石綿小体計測結果 5,000 本/g 以上※4	年 月 日
	□BALF 中石綿小体計測結果 5 本/ ml 以上※4	年 月 日
	□肺内石綿繊維計測結果※4	年 月 日
	□複数の肺組織切片中の石綿小体※5	年 月 日
□その他	検査名：	年 月 日

【参考事項】

肺組織摘出術	□無 □有：術式 () (西暦) 年 月 施行
その他の参考事項	(石綿ばく露に関する情報を記入してください。)
	喫煙歴： □無 □有 (歳から 歳まで、喫煙本数 本/日) 石綿以外の粉じん吸入歴： □無 □有 年間・粉じん種別 ()

上記のとおり、診断します。(西暦) 年 月 日

所在地

医療機関名

電話番号

診療科名

医師氏名

(注 釈)

【判定の考え方について】

石綿を原因とする肺がんであると判定する医学的所見は、原発性肺がんであって次のアからエまでのいずれかの場合です。

ア 胸部エックス線画像又は胸部 C T 画像により、胸膜プラーク(肥厚斑)が認められ、かつ、胸部エックス線画像でじん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)第 4 条第 1 項に定める第 1 型以上と同様の肺線維化所見(いわゆる不整形陰影)があつて胸部 C T 画像においても肺線維化所見が認められる場合。

イ 胸部エックス線画像により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部 C T 画像により当該陰影が胸膜プラークとして確認される場合。胸膜プラークと判断できる明らかな陰影とは、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合。

(ア) 両側又は片側の横隔膜に、太い線状又は斑状の石灰化陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。

(イ) 両側側胸壁の第 6 から第 10 肋骨内側に、石灰化の有無を問わず非対称性の限局性胸膜肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。

ウ 胸部 C T 写真で胸膜プラークを認め、左右いずれか一侧の胸部 C T 写真の画像上、胸膜プラークが最も広範囲に描出されたスライスで、その広がり胸壁内側の 4 分の 1 以上の場合。

エ 次の(ア)から(オ)までのいずれかの所見が得られる場合。

(ア) 乾燥肺重量 1g 当たり 5,000 本以上の石綿小体。

(イ) 乾燥肺重量 1g 当たり 200 万本以上の石綿繊維(長さ $5\mu\text{m}$ 超)。

(ウ) 乾燥肺重量 1g 当たり 500 万本以上の石綿繊維(長さ $1\mu\text{m}$ 超)。

(エ) 気管支肺胞洗浄液 1ml 中 5 本以上の石綿小体。

(オ) 複数の肺組織切片中の石綿小体(複数の肺組織薄切標本において、1 標本当たり概ね 1 本以上の石綿小体が認められる必要がある。)。